

令和5・6年度調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会活動方針

1 目 標

調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会は、未来に向かって伸びゆく青少年の健やかな成長を願い、地区委員会の実施する青少年健全育成事業、非行防止活動、有害環境浄化活動を支援していきます。

また、青少年と地域の大人が世代を超えて交流し、あわせて青少年同士の親善を深められるよう、全市的規模の事業を実施していきます。

このために研鑽を積むとともに地区委員会相互の情報を交換し、事業の円滑化と活性化を推進していきます。

2 活動方針

(1) 連絡調整・情報交換の推進

家庭、学校、地域社会などでの健全育成活動に対して、全市的な視野に立ち、行政や青少年関係機関・団体との連絡調整を推進していきます。

また、社会環境の変化に伴う諸問題や各地区で抱える課題に対しての情報交換を行い、解決にあたっていきます。

(2) 研修会、講演会の実施

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、青少年自身の意識の多様化も進んでいます。こうした状況に対応していくために研修会、講演会を実施し、地域活動に反映していきます。

(3) 豊かな心を育むための事業への支援

年齢、性別、国籍、文化、心身の違いを超えた交流を通して、思いやりの心や社会性を育むことができるよう、青少年がのびのびと参加できるスポーツ、文化、レクリエーション、自然体験活動やボランティアリーダー養成事業を支援していきます。

また、青少年へのボランティアマインドの定着、豊かな国際感覚の醸成、障害者理解の促進が推進されるよう、青少年の社会参加活動を推進していきます。

(4) 有害環境浄化及び非行防止活動の推進

スマートフォンやSNSを始めとする機器・サービスの普及は、様々な情報の入手が容易となる一方で、情報の氾濫や疑似体験の増加などをもたらし、心身の発育途上にある青少年にとっては必ずしも望ましい状況ではありません。

インターネット上の有害環境を始め、不健全な電子メディアや図書類等から青少年を守るため、有害環境の浄化活動を推進していきます。

また、未成年者の喫煙、飲酒、万引きなどの非行や問題行動に対し、行政や青少年関係機関・団体と連携して、未然防止・早期発見に努めるなど、青少年の非行防止活動を推進していきます。

(5) 青少年の安全確保の取組

青少年を対象とした性被害を始め、青少年が被害者になる悪質な犯罪が多発しています。このような事件から青少年を守る対策を検討し、関係機関と連携をしながら、青少年の安全確保について取り組みます。

3 具体的活動

- (1) 定期的に連絡協議会を開催し、地区委員会相互の情報交換を行い、連携を図ります。
- (2) 青少年の健全育成について、研修会や講演会を実施します。
- (3) 地区委員会が実施するスポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、自然体験活動など、多様な交流活動を支援します。
- (4) 地区委員会が実施するボランティアリーダー養成事業を支援します。
- (5) 地域の清掃活動やあいさつ運動の実施など、青少年のための社会参加活動を推進します。
- (6) 有害環境浄化のため、青少年関係機関・団体と連携を図り、有害な看板やポスターの除去など、有害環境浄化活動を推進します。
- (7) 青少年関係機関・団体と連携を図り、各種広報活動や地域パトロールを実施し、非行防止活動を推進します。
- (8) 青少年の安全に関する要望書等を作成し、関係機関に提言する活動に取り組みます。
- (9) 青少年関係機関・団体と連携を図り、覚せい剤、危険ドラッグ、大麻等の薬物乱用防止及びスマートフォンやSNS等の正しい取扱い方法などに関する各種啓発活動を実施します。
- (10) 青少年の自立心や他人を思いやる心、社会貢献意識を育むため、表彰などの推薦を実施します。
- (11) 各種強調月間、運動を推進します。
- (12) 青少年関係機関・団体の実施する事業を支援します。
- (13) 「こどもの家」の設置及び「こどもの家」マップや安全マップ作成への協力など、危険箇所を把握し改善する取組を推進します。